

帯広畜産大学環境測定業務

入 札 説 明 書

国立大学法人帯広畜産大学

入 札 説 明 書

国立大学法人帯広畜産大学の調達契約に係る入札公告（平成30年2月9日付け）に基づく入札等については、国立大学法人帯広畜産大学会計規則（平成16年規則第2号）、国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程（平成16年規程第90号）（以下「取扱規程」という。）、国立大学法人帯広畜産大学役務請負契約基準（平成22年基準第4号）（以下「契約基準」という。）及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当役等

- （1）契約担当役 国立大学法人帯広畜産大学 事務局長 横町 直明
- （2）所属部局名 国立大学法人帯広畜産大学
- （3）所 在 地 〒080-8555 北海道帯広市稲田町西2線11番地

2 調達内容

- （1）調達件名及び数量 帯広畜産大学環境測定業務 一式
- （2）調達概要 本業務は、帯広畜産大学構内において、ビル管理法に基づく作業環境測定、大気汚染防止法に基づくばい煙測定、ダイオキシン特措法に基づくDx測定、建築基準法に基づく換気量測定、下水道法に基づく水質検査等の業務を行うものである。（詳細は、別冊仕様書による。）
- （3）履行期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- （4）履行場所 国立大学法人帯広畜産大学構内
- （5）入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

- ① 競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は、請負代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊契約書（案）及び取扱規程並びに契約基準に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（6）入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金は免除する。
- ② 契約保証金は免除する。

3 競争参加資格

- （1）競争加入者等が取扱規程第4条及び第5条に規定される次の事項に該当するときは、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）及び破産者で復権を得ない者であるとき
ただし、その者が成年被後見人、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合並びに未成年者であって、婚姻をしている場合若しくは営業許可を受けている場合はこれにあたらぬ。
 - ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後、その者について契約担当役が定めた期間（2年間）を経過していないとき（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する

者についても同様とする。)

- (ア) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に關して不正な行為をしたとき
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - (エ) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げたとき
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後、契約担当役が定めた期間（２年間）を経過しない者を、契約の履行に当り、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は本学が認定した競争参加資格において平成２９年度に北海道地域の「役務の提供等」のＢ、Ｃ又はＤ等級に格付けされている者であること。なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格に関する問い合わせ先は、次のとおり。
- 〒080-8555 北海道帯広市稲田町西２線１１番地
国立大学法人帯広畜産大学経理課
TEL 0155-49-5234
- (3) 入札公告において法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある者から調達する場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
 - (4) 入札公告においてアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (5) 公正性かつ無差別が確保されている場合を除き、本件調達の仕様の策定に直接関与していない者であること。
 - (6) 本件調達の入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に關し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
 - (7) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 一般競争入札参加届出書、入札書並びに入札公告及び入札説明書に示した業務を履行できることを証明する資料（以下「履行できることを証明する資料」という。）の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先
- 〒080-8555 北海道帯広市稲田町西２線１１番地
国立大学法人帯広畜産大学施設課施設企画・管理係
TEL 0155-49-5263
- (2) 入札書の受領期限 平成３０年２月２８日（水）１７時００分
 - (3) 入札書の提出方法
 - ① 競争加入者等は、別冊の仕様書、契約書（案）及び取扱規程並びに契約基準を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は前記４の（１）に掲げる者に説明を求めることができる。
 - ② 競争加入者等は次に掲げる事項を記載した別紙様式２の入札書を作成し、直接に提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「平成３０年３月２日開札〔帯広畜産大学環境測定業務〕の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (ア) 調達件名
 - (イ) 入札金額
 - (ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印
 - (エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- ③ 郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「平成30年3月2日開札〔帯広畜産大学環境測定業務〕の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し前記4の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- ④ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（4） 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの
- ② 調達件名及び入札金額のないもの
- ③ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- ⑤ 調達件名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してないもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑩ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあつては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）
- ⑪ その他入札に関する条件に違反したもの

（5） 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

（6） 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時までに別紙様式3の代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

（7） 開札の日時及び場所

平成30年3月2日（金） 11時00分

国立大学法人帯広畜産大学本部棟1階会議室

（8） 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に係りのない職員を立ち合わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に係りのある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、入札執行者の執行宣言後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示又は名刺等を提出しなければならない。この場合、代理人が前記4の（6）の①に該当する代理人以外の者である場合にあつては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を

退場することはできない。

- ⑥ 開札場において、次の各号のいずれかに該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合した者
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、1 回目の開札に立ち会わない競争加入者等は、再度入札を辞退したものとして取扱う。

5 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 競争加入者等に要求される事項
 - ① この一般競争に参加を希望する者は、別記様式 1 の一般競争入札参加届出書、封印した入札書及び別封の履行できることを証明する書類並びに前記 3 の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、前記 4 の（2）の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
 - ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、契約担当役から履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
 - ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類
 - ① 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類は別記 1 により作成する。
 - ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
 - ③ 契約担当役は、提出された書類を競争参加資格の確認及び入札公告並びに入札説明書に示した業務を履行できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
 - ④ 一旦受領した書類は返却しない。
 - ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した業務を履行できるかどうかの対象としない。
- (4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。
 - ① 前記 4 の（3）に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、前記 3 の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が、取扱規程第 16 条第 1 項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。
 - ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
 - ③ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札者の決定を取り消すものとする。
- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 契約書の作成
 - ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から 7 日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
 - ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ③ 上記②の場合において、契約担当役が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。
 - ④ 契約担当役が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

- る。
- (7) 支払条件
適正な支払請求書を受理した日から40日以内に支払う。
- (8) 調達件名の検査等
- ① 落札者が入札書とともに提出した業務を履行できることを証明する書類の内容は、仕様書と同様にすべて検査等の対象とする。
 - ② 別冊仕様書等の内容に従って検査等を実施する。
- (9) 別冊仕様書等に対する質問の提出
- ① 受領期限：平成30年2月21日（水）の17時まで。（郵送等の場合には必着のこと。）
 - ② 提出場所：前記4（1）に同じ。
 - ③ 提出方法：書面を持参又は郵送等
- (10) （9）の質問に対する回答 平成30年2月23日（金）に回答する。

【添付書類】

別紙様式1 一般競争入札参加届出書

別紙様式2 入札書

別紙様式3 代理委任状

別冊 仕様書

別冊 契約書（案）

次に掲げる基準類は、帯広畜産大学ホームページより入手することができる。

<http://www.obihiro.ac.jp/>

サイドメニュー「情報公開」→「国立大学法人帯広畜産大学規則集」

- ・国立大学法人帯広畜産大学会計規則
- ・国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程
- ・国立大学法人帯広畜産大学役務請負契約基準

別記 1

競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

1 競争参加資格の確認のための書類

- (1) 平成29年度の参加資格認定通知書（全省庁統一資格又は本学資格）の写し・・・1部

2 履行できることを証明する書類

- (1) 会社概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

・会社の概要を記載した書面

- (2) 請負実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

・以下の①から⑤に掲げる全ての検査の受注実績書〔直近の10件程度の契約実績で可〕

① ビル管理法に基づく作業環境測定

② 大気汚染防止法に基づくばい煙測定

③ 大気汚染防止法に基づく排ガス中水銀測定

④ ダイオキシン特措法に基づくD_x測定

⑤ 建築基準法に基づく換気量測定

⑥ 下水道法に基づく水質検査等

（①から⑥の測定業務について、顧客名、契約名、期間、顧客の担当者の氏名及び電話番号などを記載した書面）

- (3) アフターサービス体制が整備されていることを証明できる資料・・・・・・・・1部

・業務実施体制図（指揮命令系統及び連絡先、担当者、責任者を図示したもの）

・緊急時連絡体制図（災害時及び深夜、休日等に急務が発生した場合の体制図）

- (4) 業務実施計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

・予定作業者名簿

（氏名、年齢、性別、住所、電話番号、業務に関連する資格及び教育講習等履歴が記載されたもの。）

別紙様式について

別紙様式 1 一般競争入札参加届出書

別紙様式 2 入札書

①競争加入者本人が入札する場合

②代理人が入札する場合

③復代理人が入札する場合

別紙様式 3 代理委任状

①社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合

②支店長等が競争加入者の代理人となる場合

③支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合

別紙様式 1

一般競争入札参加届出書

平成 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

提出者（競争加入者） 北海道〇〇市〇〇-〇-〇
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇〇 印

作成責任者 北海道〇〇市〇〇-〇-〇
〇〇株式会社
〇〇部〇〇課 〇〇〇〇〇 印
電話番号：
FAX番号：

平成30年2月9日付けで公告のありました 帯広畜産大学環境測定業務の競争参加について、入札書の提出意志がありますので、届け出いたします。

なお、国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程（平成16年規程第90号）第4条及び第5条の規定に該当するものでないことを制約します。

別紙様式 2 (① 競争加入者本人が入札する場合)

入 札 書

業務名 帯広畜産大学環境測定業務

入札金額

金 円也

国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程（平成 1 6 年規程第 9 0 号）及び国立大学法人帯広畜産大学役務請負契約基準（平成 2 2 年基準 4 号）を熟知し、仕様書に従って上記の業務を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

競争加入者 北海道〇〇市〇〇-〇-〇

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇〇 印

別紙様式 2 (② 代理人が入札する場合)

入 札 書

業務名 帯広畜産大学環境測定業務

入札金額

金 円也

国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程（平成 1 6 年規程第 9 0 号）及び国立大学法人帯広畜産大学役務請負契約基準（平成 2 2 年基準 4 号）を熟知し、仕様書に従って上記の業務を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

競争加入者 北海道〇〇市〇〇-〇-〇
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇〇

代 理 人 北海道〇〇市〇〇-〇-〇
〇〇株式会社
〇〇支店長 〇〇〇〇〇 印

別紙様式 2 (③ 復代理人が入札する場合)

入 札 書

業務名 帯広畜産大学環境測定業務

入札金額

金 円也

国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程（平成 1 6 年規程第 9 0 号）及び国立大学法人帯広畜産大学役務請負契約基準（平成 2 2 年基準 4 号）を熟知し、仕様書に従って上記の業務を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

競争加入者 北海道〇〇市〇〇-〇-〇
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇〇

復代理人 〇〇〇〇〇 印

別紙様式3（① 社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合）

委 任 状

平成 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

委任者（競争加入者） 北海道〇〇市〇〇-〇-〇
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇〇 印

私は、〇〇〇〇〇を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

平成30年3月2日国立大学法人帯広畜産大学で行われる帯広畜産大学環境測定業務の
一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



（注）これは参考例（様式及び記載内容）であり，必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

別紙様式3 (② 支店長等が競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

平成 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

委任者（競争加入者） 北海道〇〇市〇〇-〇-〇
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇〇 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴学との間における下記の一の権限を委任します。

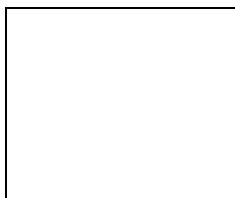
記

受任者（代理人） 北海道〇〇市〇〇-〇-〇
〇〇株式会社
〇〇支店長 〇〇〇〇〇

- 委任事項
- 1 入札及び見積に関する件
 - 2 契約締結に関する件
 - 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
 - 4 請負代金の請求及び受領に関する件
 - 5 復代理人の選任に関する件
 - 6

委任期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

受任者（代理人）使用印鑑



（注）これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

別紙様式3（③ 支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合）

委 任 状

平成 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

委任者（競争加入者の代理人） 北海道〇〇市〇〇-〇-〇
〇〇株式会社
〇〇支店長 〇〇〇〇〇 印

私は、〇〇〇〇〇を〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇〇（競争加入者）の復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

平成30年3月2日国立大学法人帯広畜産大学で行われる帯広畜産大学環境測定業務の一般競争入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



（注）

- 1 この場合、競争加入者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含まれていること。）が提出されていることが必要であること。（別紙様式3②を参照）
- 2 これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

帯広畜産大学環境測定業務

仕 様 書

平成30年度

施設課長	施 設 課長補佐	施設企画・ 管理係長	機械設備 整 備 係

帯 広 畜 産 大 学 施 設 課

1. 業 務 名	帯広畜産大学環境測定業務
2. 業 務 場 所	帯広市稲田町西2線11番地(帯広畜産大学構内)
3. 業 務 期 間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
4. 請負代金の支払	請負代金は帯広畜産大学事務局経理課より支払うものとする。
5. 摘 要 事 項	この業務の受注者は、関係法令(下水道法、ダイオキシン類対策特別措置法、大気汚染防止法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、労働安全衛生法、建築基準法、帯広市条例等)を遵守し、この仕様書3枚及び、別表4枚(1～7)、別紙12枚に基づき帯広畜産大学構内の各種測定・調査を行う。
6. 業 務 概 要	業務概要は下記による。 1) 汚水水質測定: 下水道法における特定施設により下水道法施行令第9条の4項に定める33項目及び、帯広市条例第10・11条に定める7項目の検査を行う。(年2回) 2) ダイオキシン類測定: ダイオキシン類対策特別措置法(第28条、同法施行規則第2条等)を遵守し、焼却施設(特定施設)のダイオキシン類の測定を行う。(年1回) 3) ばい煙濃度測定: 大気汚染防止法(第16条、第18条の2等)を遵守し、特定施設(各ボイラー設備、焼却設備)のばい煙濃度を測定する。(3基×年2回、3基×年1回) 4) 空気環境測定: 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(同法施行令第2条等)を遵守し、総合研究棟I号館(特定建築物)他2施設の空気環境測定を行う。(2ヶ月1回) 5) ダイオキシン類の作業環境測定: 廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱(第3条2項(2))を遵守し、焼却施設の作業環境測定を行う。(年2回) 6) 特定化学物質の作業環境測定: 特定化学物質障害予防規則(第36条)を遵守し、作業環境測定を行う。(年2回) 7) 鼠生息調査: 建築物における衛生的環境の確保に関する法律を遵守し、総合研究棟I号館(特定建築物)の鼠生息の調査を行う。(年2回) 8) 換気風量測定: 建築基準法を遵守し、特殊建築物の無窓室における機械換気設備の風量測定を行う。(年1回) 9) 排ガス中水銀測定: 大気汚染防止法施行規則(第16条の11等)を遵守し、焼却施設の排ガス中の水銀測定を行う。(年2回)

7. 業 務 の 登 録	受注者は本業務に必要な下記の登録を行っていること。 ・ 北海道 建築物空気環境測定業 ・ 北海道労働局 作業環境測定機関
8. 業 務 計 画 書	測定及び調査場所の箇所、位置及び測定時間等について記載した業務計画書を作成すること。
9. 試 験・測 定 機 器 ・ 工 具 等	本業務に用いる測定機器・工具等は、受注者のものを使用すること。
10. 測 定 方 法	測定及び調査は各関係法令に基づき実施すること。 ※ ダイオキシン類測定については、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成17年9月環境省告示第92号）による簡易法を採用する。 ※ エチレンオキシドについては、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）による検知管方式による測定機器を用いる方法を採用する。 ※ 排ガス中の水銀測定については、排ガス中の水銀測定法（平成28年9月26日環境省告示第94号）による。
11. 測 定 回 数 等	測定回数等は下記による。 1) 汚水水質測定 ・ 測定項目：全40項目（別表1） ・ 測定場所：構内污水管最終柵（別紙1の①） ・ 測定回数：年2回（9月，2月） 2) ダイオキシン類測定 ・ 測定項目：排ガス・焼却灰・ばいじん ・ 測定場所：焼却炉（別紙1の⑥，別紙2） ・ 測定回数：年1回（1月） 3) ばい煙濃度測定 ・ 測定項目：ばいじん濃度，NO_x 濃度，※SO_x 濃度，※塩化水素濃度 ※SO_x 濃度，塩化水素濃度は焼却施設のみ測定。 ・ 測定場所：3施設（別紙1の④⑥⑦，別紙2～4，別表2） ・ 測定回数：3基×年1回，3基×年2回（8月，1月） 4) 空気環境測定 ・ 測定項目：6項目（別表3） ・ 測定場所：3施設（別紙1の③⑦⑩，別紙5～8，12）（計9室） ・ 測定回数：2ヶ月一回（5，7，9，11，1，3月）

	5) ダイオキシン類の作業環境測定 - 測定項目:ダイオキシン類(別表4) - 測定場所:焼却施設(別紙1の⑥, 別紙2) - 測定回数:年2回(8月, 2月) 6) 特定化学物質の作業環境測定 - 測定項目:エチレンオキシド(別表5) - 測定場所:動物医療センターE143滅菌室(別紙1の⑨, 別紙11) - 測定回数:年2回(8月, 2月) 7) 鼠生息調査 - 測定項目:鼠の生息調査 - 測定場所:総合研究棟 I 号館1階(別紙1の③, 別紙6) - 調査回数:年2回(7月, 1月) 8) 換気風量測定 - 測定項目:換気設備の換気風量測定 - 測定場所:6施設(別紙1の②③⑤⑦⑧⑩, 別紙5, 6, 8, 9, 10, 12 別表6 全24室) - 調査回数:年1回(8月) 9) 排ガス中の水銀測定 - 測定項目:水銀(ガス状, 粒子状) - 測定場所:焼却施設(別紙1の⑥ 別紙2, 別表7) - 測定地点:バグフィルター通過後 - 測定回数:年2回(8月, 2月)
12. 業 務 報 告 書	測定・調査結果ごとに業務完了報告書及び, 下記の書類を遅延なく提出する。 - 各結果報告書×2部 - 各業務記録写真×1部
13. そ の 他	- 各測定・調査日の詳細は事前に施設課担当者と協議すること。 - この仕様書, 別紙, 別表に記載の無い事項について当然必要な事項については本業務に含むものとする。

別表1

汚水水質測定項目は下記の表による。(全40項目)

項 目	項 目
1. カドミウム及びその化合物	21. シマジン
2. シアン化合物	22. チオベンカルブ
3. 有機燐化合物	23. ベンゼン
4. 鉛及びその化合物	24. セレン及びその化合物
5. 六価クロム化合物	25. ほう素及びその化合物
6. 砒素及びその化合物	26. 弗素化合物及びその化合物
7. 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	27. 1・4-ジオキサン
8. アルキル水銀化合物	28. フェノール類
9. ポリ塩化ビフェニル(PCB)	29. 銅及びその化合物
10. トリクロロエチレン	30. 亜鉛及びその化合物
11. テトラクロロエチレン	31. 鉄及びその化合物
12. ジクロロメタン	32. マンガン及びその化合物
13. 四塩化炭素	33. クロム及びその化合物
14. 1・2-ジクロロエタン	34. 生物化学的酸素要求量(BOD)
15. 1・1-ジクロロエチレン	35. 浮遊物質質量(SS)
16. シス-1・2-ジクロロエチレン	36. ノルマルヘキサン抽出物質含有量
17. 1・1・1-トリクロロエタン	37. 水素イオン濃度(pH)
18. 1・1・2-トリクロロエタン	38. よう素消費量
19. 1・3ジクロロプロペン	39. 水温
20. チウラム	40. アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素, 硝酸性窒素
■備 考 1～33 の33項目は下水道法施行令第9条の4 34～40 の7項目は帯広市条例第10条, 第11条	

別表2

ばい煙濃度測定対象設備は下記の表による。

番 号	対 象 施 設	機 器 名 称	設置 年度	型 番	測 定 回 数
④	中央機械室	炉筒煙管ボイラ(1号)	1994/ 7	RE-80	年1回
		炉筒煙管ボイラ(2号)	1994/ 7	RE-80	年1回
		炉筒煙管ボイラ(3号)	1995/10	RE-80F	年1回
⑤	焼却施設	動物焼却炉	1999/11	H-375	年2回
		炭化炉	2013/3	ICYT-1700	年1回
⑥	原虫病研究センター	温水ボイラ BH-1	2001/9	KFL500AM	年2回
		温水ボイラ BH-2	1997/12	KFL500AM	年2回

別表3

空気環境測定の実施箇所(総合研究棟Ⅰ号館)は下記の表による。

◎測定項目

A:全6項目(浮遊粉じん濃度, CO 含有率, CO2 含有率, 温度, 相対湿度, 気流)×6箇所

測定位置	部屋番号	部 屋 名	測定項目	検 査 周 期 等	回数
東棟1階	E1206	学科事務室	A	2月／1回	6
東棟1階	E1203	学務課	A	2月／1回	6
東棟2階	E2207	学生ルーム	A	2月／1回	6
北棟2階	N2313-14	学生ルーム	A	2月／1回	6
北棟3階	N3317-18	学生ルーム	A	2月／1回	6
南棟3階	S3119-20	学生ルーム	A	2月／1回	6

空気環境測定の実施箇所(原虫病研究センター)は下記の表による。

◎測定項目

A:全2項目(浮遊粉じん濃度, CO 含有率, CO2 含有率, 温度, 相対湿度, 気流)×2箇所

測定位置	部屋番号	部 屋 名	測定項目	検 査 周 期 等	回数
2階	211	OIE 検査解析室	A	2ヶ月／1回	6
2階	214	OIE 検査診断室	A	2ヶ月／1回	6

空気環境測定の実施箇所(動物・食品検査診断センター)は下記の表による。

◎測定項目

A:全1項目(浮遊粉じん濃度, CO 含有率, CO2 含有率, 温度, 相対湿度, 気流)×1箇所

測定位置	部屋番号	部 屋 名	測定項目	検 査 周 期 等	回数
1階	101	検査室	A	2ヶ月／1回	6

別表4

ダイオキシン類の空気環境測定箇所(焼却施設)は下記の表による。

◎測定項目

A:作業環境測定基準(昭和51年労働省告示46号)に準じる

建物名称	室 名	測定項目	検査周期等	回数
焼却施設	焼却室	A	6月／1回	2

別表5

特定化学物質の作業環境測定箇所は下記の表による。

◎測定項目

A:特定化学物質の濃度の測定(昭和51年労働省告示第46号)に準じる

建物名称	室 名	測定項目	検査周期等	回数
動物医療センター	E143滅菌室	A	6月／1回	2

別表6

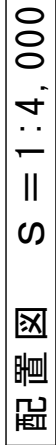
換気扇の風量測定箇所は下記の表による。

建 物 名 称	階	室 名	建 物 名 称	階	室 名
総合研究棟 Ⅰ号館	1	暗室	原虫病研究 センター	2	透過電子顕微鏡室
	1	切片室		2	OIE 検査解析室
	1	透過電子顕微鏡室		2	暗室(×3室)
	3	P2レベル実験室		2	RNA 実験室
	3	P3レベル実験室		2	OIE 検査診断室
	3	カウンセリングルーム 2		3	P2 動物実験室(×2室)
総合研究棟 Ⅱ号館	3	恒温室(×3室)		3	P3 動物実験室
				3	SPF 動物実験室
福利施設	2	厨房		3	SPF 動物飼育室
学生寄宿舍	1	調理室	動物・食品検査 診断センター	1	検査室

別表7

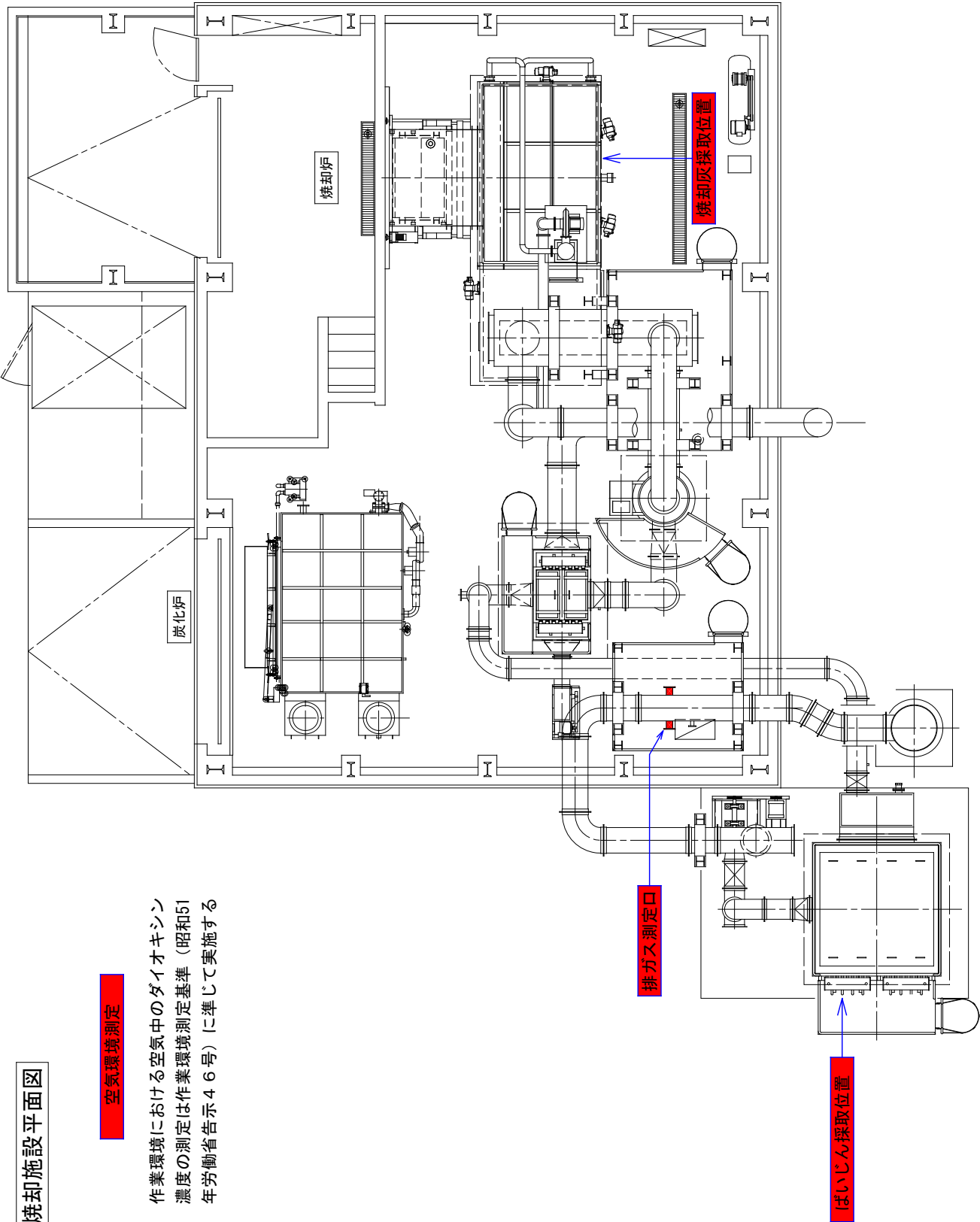
排ガス中の水銀測定の対象設備は下記の表による。

番 号	対 象 施 設	機 器 名 称	設置 年度	型 番	測 定 回 数
⑤	焼却施設	動物焼却炉	1999/11	H-375	年2回



業務位置:

環境測定業務（ダイオキシン類・ばい煙濃度・排ガス中の水銀測定）



焼却施設平面図

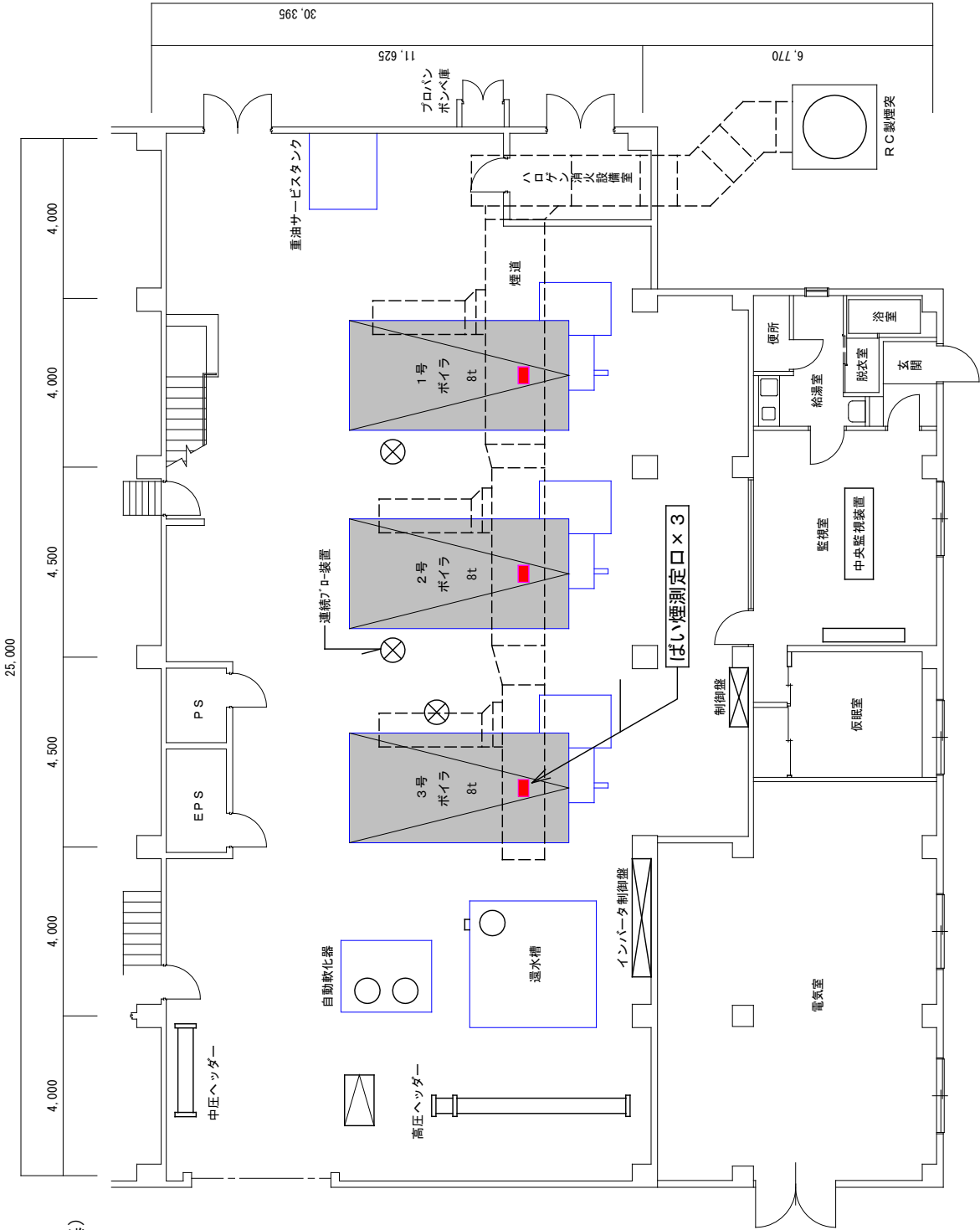
空気環境測定

作業環境における空気中のダイオキシン濃度の測定は作業環境測定基準（昭和51年労働省告示46号）に準じて実施する

環境測定業務（ばい煙濃度測定）

中央機械室平面図

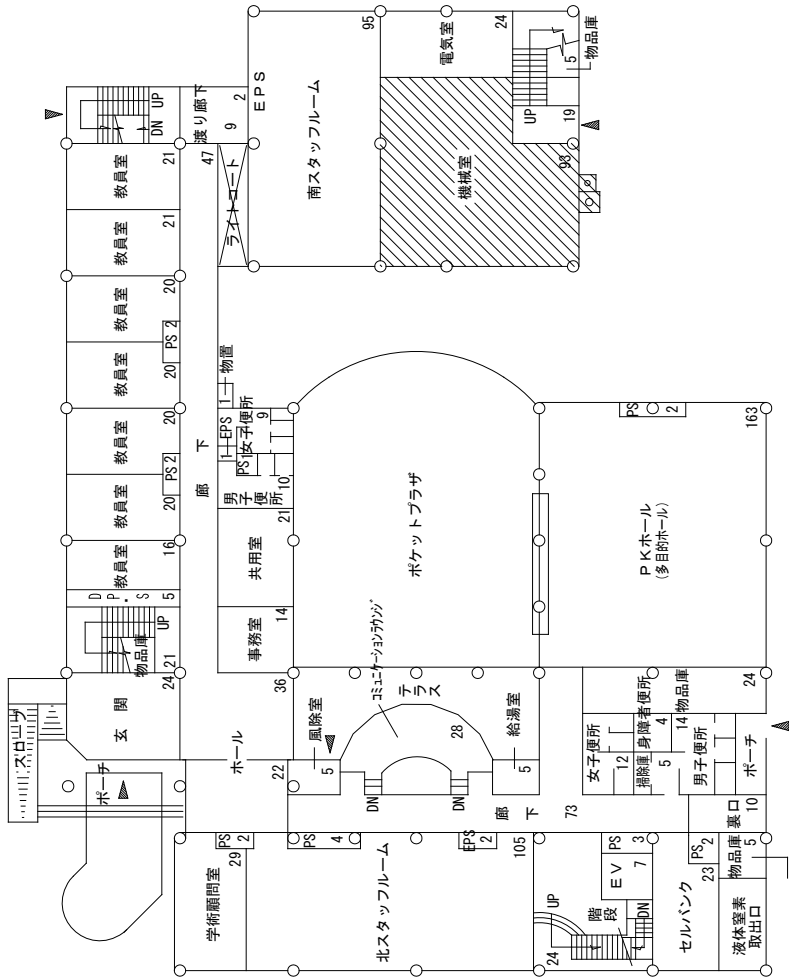
- ～対象設備（3基）
- ～測定場所



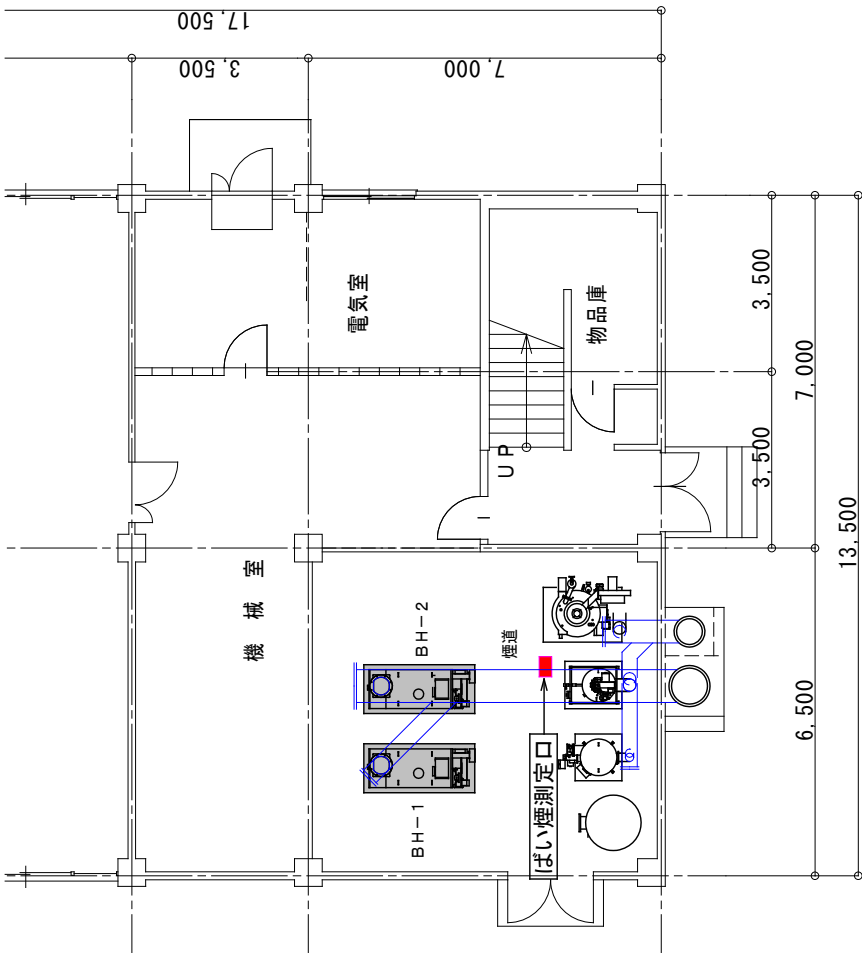
環境測定業務（ばい煙濃度測定）

原虫病研究センター

- ～対象設備（2基）
- ～測定場所



原虫病研究センター1階平面図



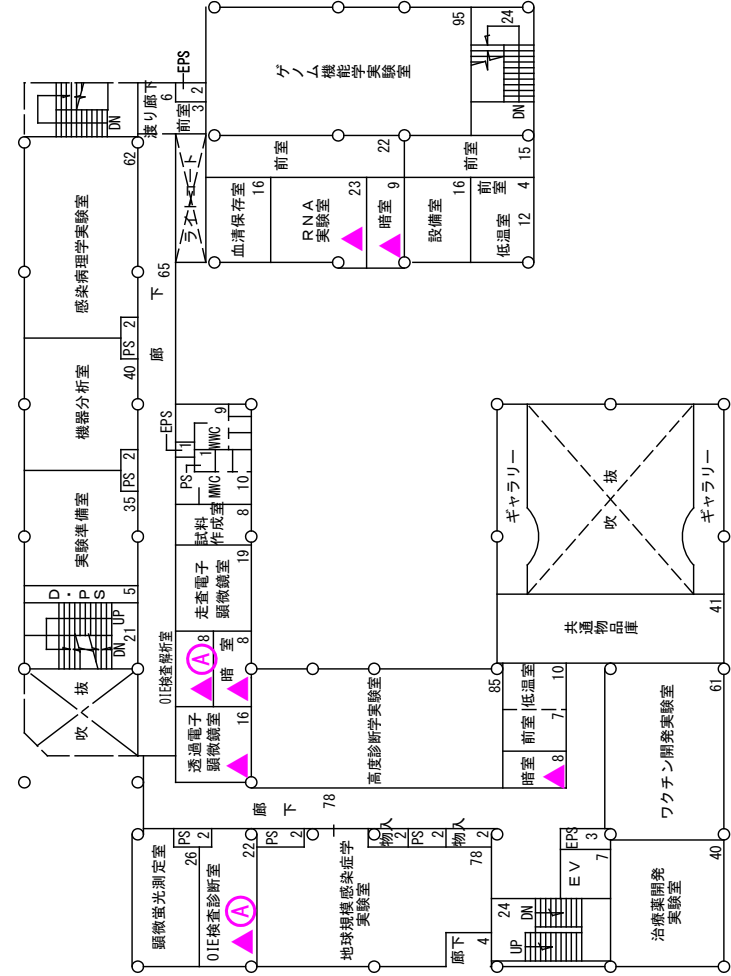
原虫病研究センター機械室平面図

環境測定業務（空気環境、換気風量測定）

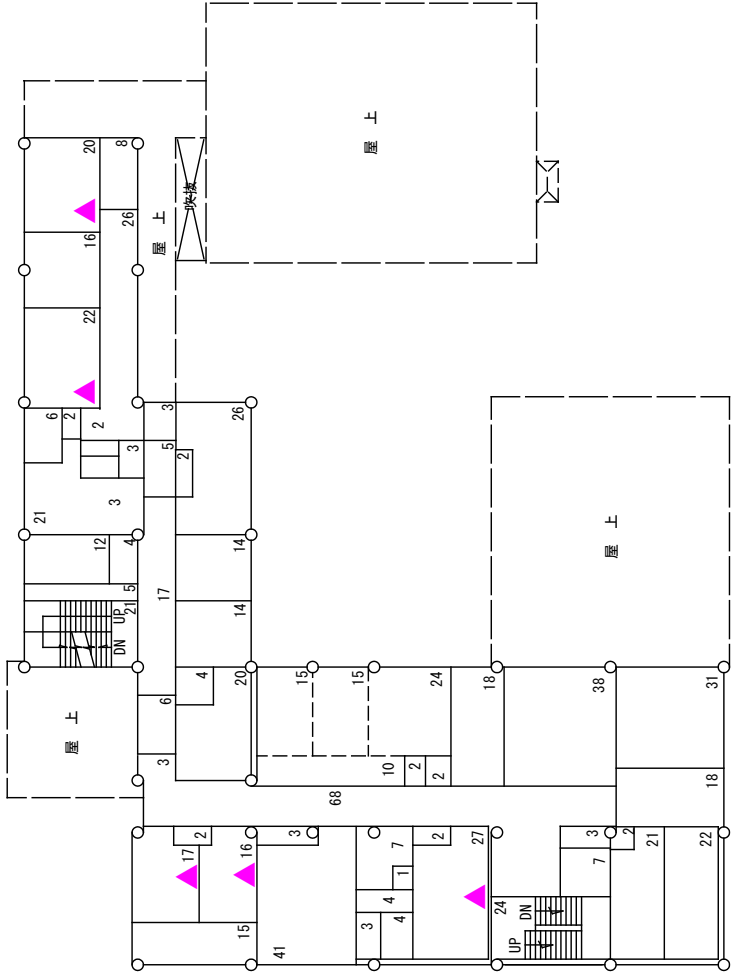
原虫病研究センター



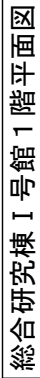
凡例
○～空気環境測定箇所×2
▲～換気風量測定×12



原虫病研究センター-2階平面図

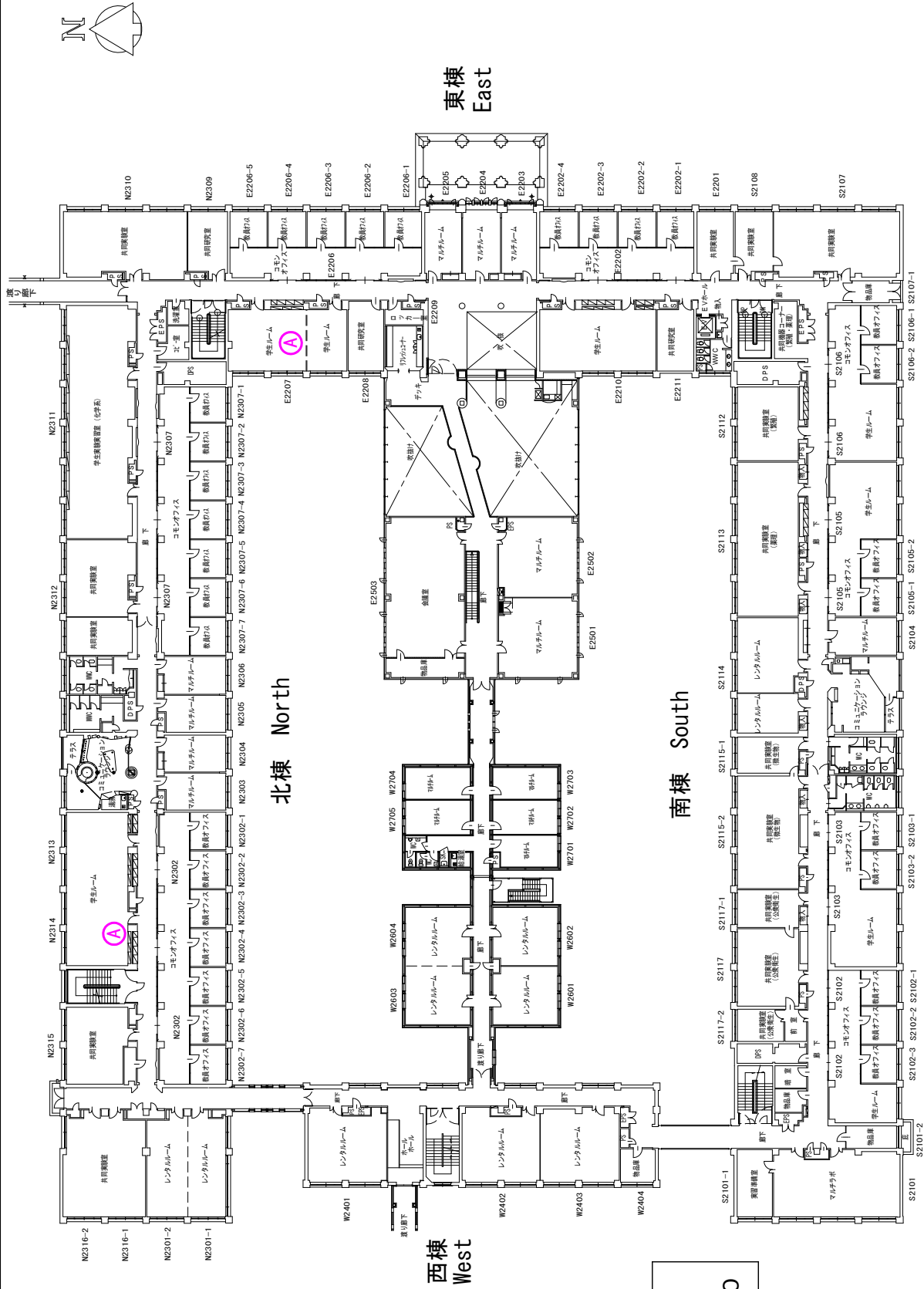


原虫病研究センター-3階平面図

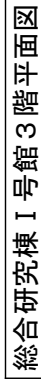


※ 鼠生息調査は現状把握後、調査計画を立て実施すること。

環境測定業務（空気環境測定）



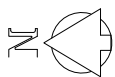
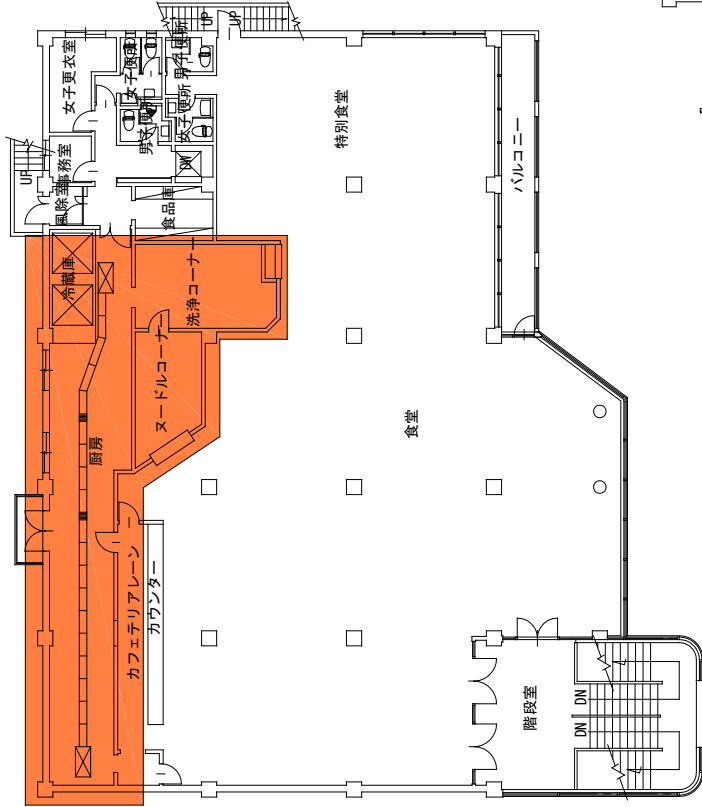
総合研究棟 I 号館 2 階平面図



環境測定業務（換気風量測定）

福利施設 2 階平面図

※厨房エリアの換気風量測定

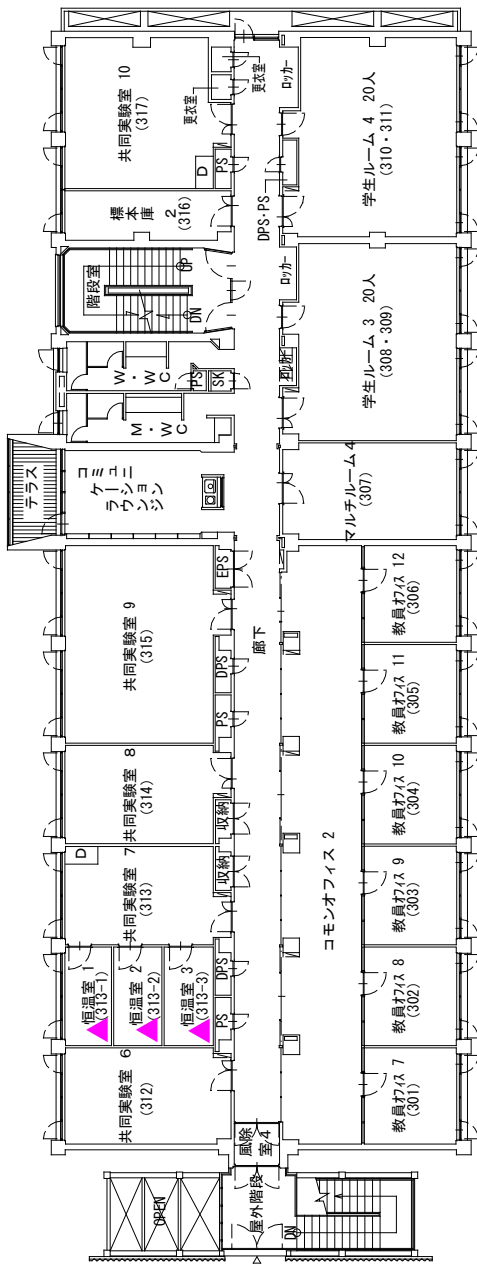


凡例

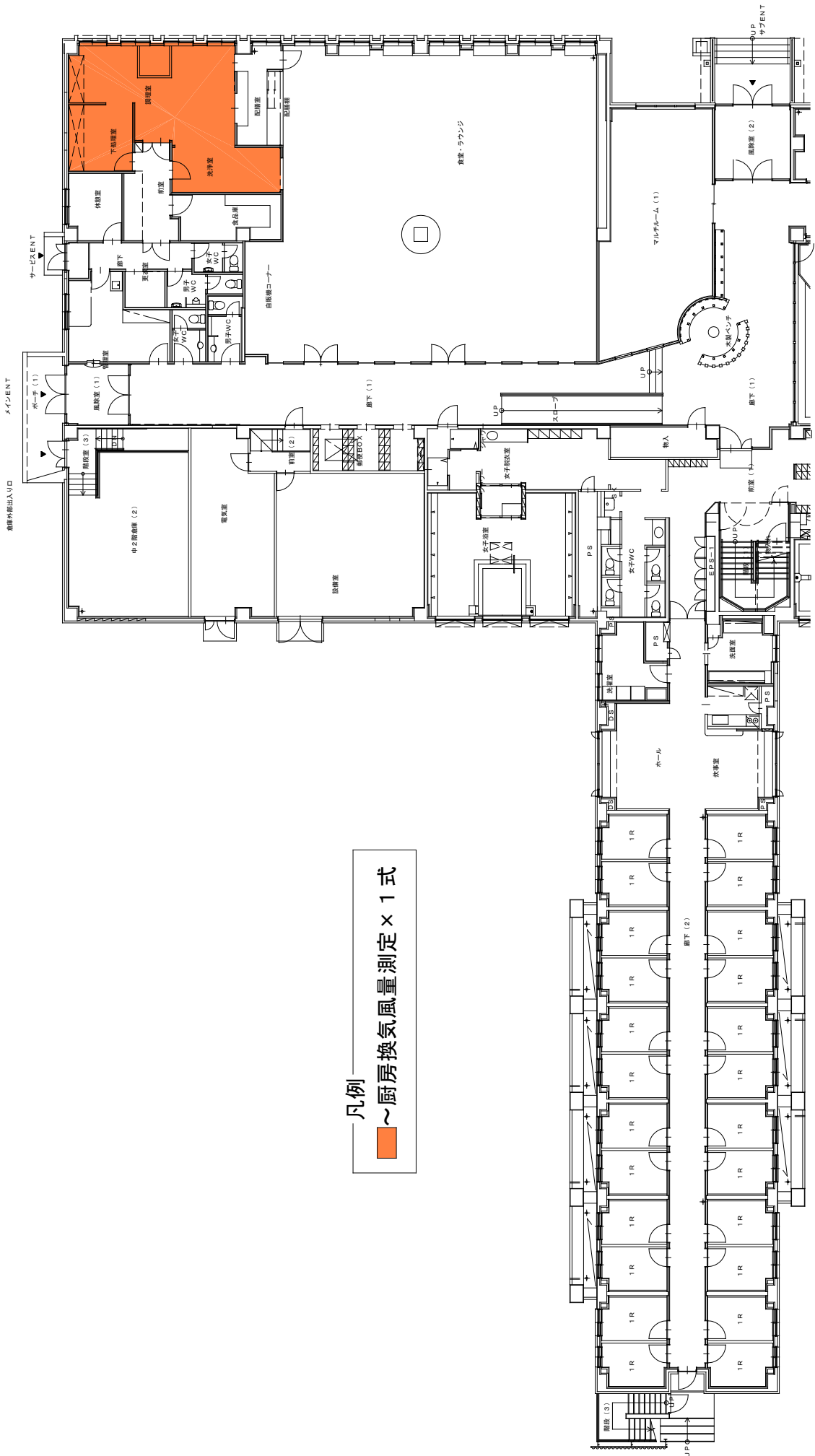
■～厨房換気風量測定×1式

▲～換気風量測定×3

総合研究棟Ⅱ号館3階平面図



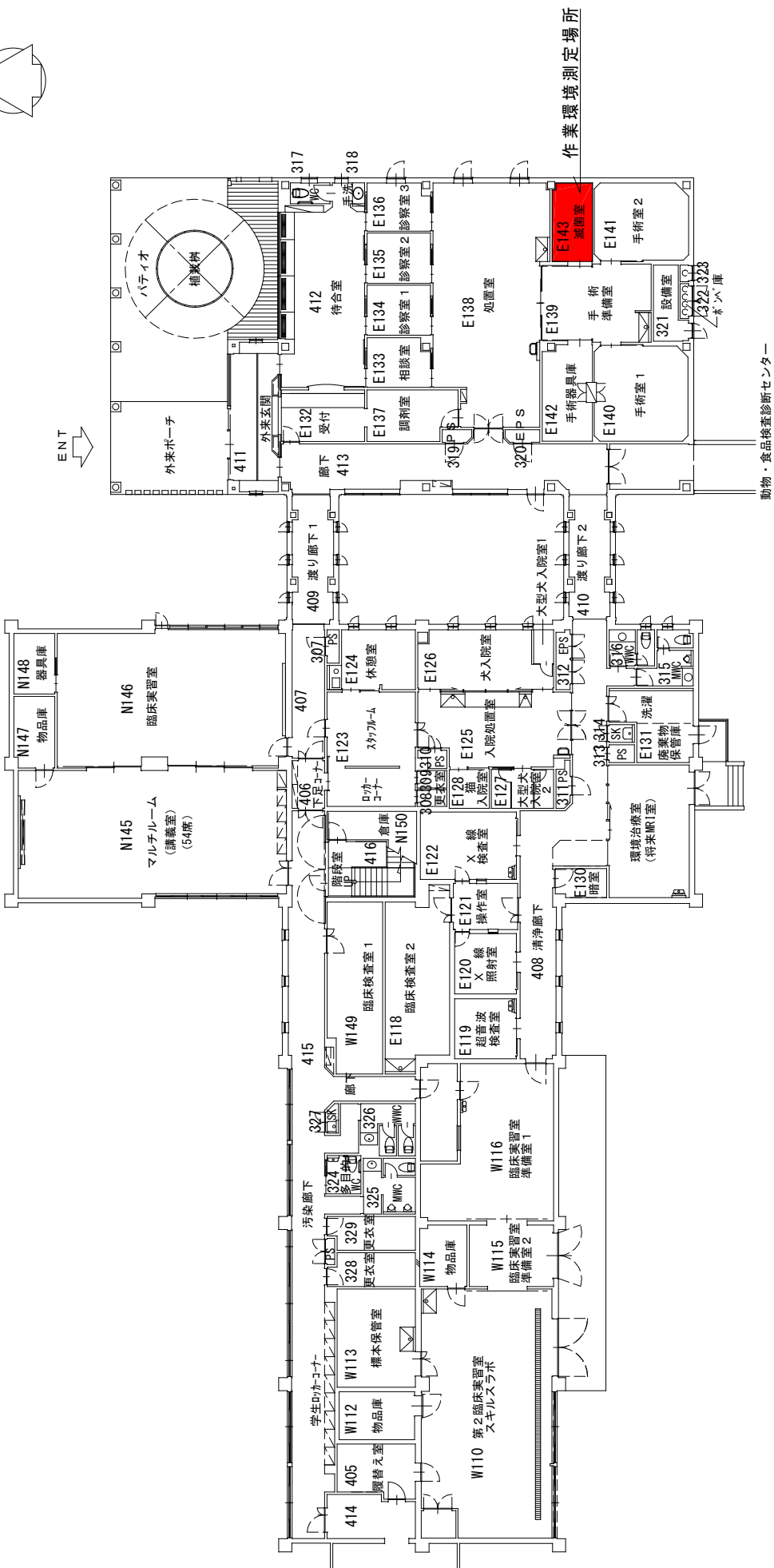
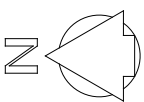
環境測定業務（換気風量測定）



学生寄宿舎 1 階平面図

作業環境測定業務（特定化学物質の濃度測定）

動物医療センター一平面図



1 階 平面図

[illegible]

1階平面図

④ A測定箇所×1

2. 换气风量测定

業務請負契約書（案）

業 務 名 帯広畜産大学環境測定業務
請負代金額 金_____円也
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金_____円也)

発注者 国立大学法人帯広畜産大学契約担当役 事務局長 横町 直明と受注者_____との間において、上記の業務について、上記の請負代金額で次の条項によって業務請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

- 第1条 受注者は、別紙仕様書等に基づいて、業務を実施するものとする。
- 第2条 業務は、国立大学法人帯広畜産大学構内において実施する。
- 第3条 業務の履行期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。
- 第4条 契約保証金は免除する。
- 第5条 受注者は、業務に従事する作業員等の身元、衛生、風紀及び規律の維持に関して、一切の責任を負い、受注者が適当ではないと認めた作業員等は、従事させないものとする。
- 第6条 受注者は、発注者による事前の承諾がないかぎり、業務の全部又は一部を第三者に再委託できない。なお、発注者の承諾を得て第三者に再委託する場合には、再委託先の名称、業務内容等を記入した書面を事前に提出するとともに、受注者は当該第三者に対し、本契約における受注者の義務と同様に義務を遵守させ、その行為について一切の責任を負うものとする。
- 第7条 業務完了通知書は、帯広畜産大学施設課に送付するものとする。
- 第8条 請負代金は、1回に支払うものとする。
- 第9条 請負代金は、受注者からの適法な請求を受理した日から40日以内に支払うものとする。
- 第10条 受注者は、本契約履行中に受注者の責に帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えた時は、その損害について賠償の責を負うものとする。
- 第11条 発注者は、検査等において、正当な理由がなく客観的な契約の不履行があったと認められる場合には、受注者に対して口頭又は書面による改善要求を行うものとする。
- 2 発注者が受注者に対して書面による改善要求をした場合は、当該不履行分の支払を行わない。
- 第12条 受注者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、発注者の請求に基づき請負代金額(本契約締結後、業務請負代金額の変更があった場合には、変更後の業務請負代金額)の10分の1に相当する額を違約金(損害賠償の予定)として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令がすべて確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令

を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 受注者が、この契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

第13条 発注者は、次の各号に該当する事由が生じたときは、この契約を解除することができる。

一 この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。

二 受注者が、この契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。

三 前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

2 前項により契約を解除する場合には、発注者は受注者に対し契約解除の理由を記載した書面により通告するものとする。

第14条 この契約において必要な細目は、国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程（平成16年規程第90号）及び国立大学法人帯広畜産大学役務請負契約基準（平成22年基準第4号）によるものとする。

第15条 この契約について、発注者・受注者間に紛争が生じたときは、双方協議の上、これを解決するものとする。

第16条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者・受注者間において協議して定めるものとする。

第17条 本契約に関する訴えの専属的合意管轄裁判所は、帯広畜産大学所在地を管轄区域とする釧路地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、発注者、受注者は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成30年 月 日

発注者 帯広市稲田町西2線11番地
国立大学法人帯広畜産大学
契約担当役 事務局長 横 町 直 明

受注者